# Ｒ６年度 移住定住環境整備事業補助金のご案内

平戸市では「ずっと住み続けたい」「住んでみたい」と思える魅力的なまちを実現するための取り組みを行っています。
平戸市に移住・定住される際には、ぜひご活用ください。

| 事業名 | 対象者 | 補助対象住宅等 | 補助率及び補助額 | 申請期限 | 申請種別 |
|---|---|---|---|---|---|
| **⑴新規転入者住宅取得支援事業**<br>取得物件確認のため、ご自宅を訪問し、写真撮影をさせていただきます。 | 本市に住所を定めてから５年以内に住宅を取得した新規転入者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有する人。<br>※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外 | 市内業者により建設された新築住宅 | 住宅取得費の１０％又は次の表で算出した価格のいずれか低い額【上限２００万円】<br>※グリーンヒルズ加算あり<br>新築面積（㎡）：算出価格<br>1 ㎡～100 ㎡未満：170,000 円×面積×10%<br>100 ㎡～150 ㎡未満：162,000 円×面積×10%<br>150 ㎡～200 ㎡未満：153,000 円×面積×10%<br>200 ㎡～：145,000 円×面積×10% | 住宅を取得した日（住宅の引渡し日）から1年以内 | 建築後の申請 |
| | | 市外業者により建設された新築住宅 | 住宅取得費の５％又は次の表で算出した価格のいずれか低い額【上限１００万円】<br>※グリーンヒルズ加算あり<br>新築面積（㎡）：算出価格<br>1 ㎡～100 ㎡未満：170,000 円×面積×5%<br>100 ㎡～150 ㎡未満：162,000 円×面積×5%<br>150 ㎡～200 ㎡未満：153,000 円×面積×5%<br>200 ㎡～：145,000 円×面積×5% | | |
| | | 中古住宅<br>（市の空き家バンク制度を利用して売買された空き家バンク登録物件） | 住宅取得費（宅地を含む）の７％又は５０万円のいずれか低い額 | | 取得後の申請 |
| **⑵市内在住者住宅取得支援事業**<br>取得物件確認のため、ご自宅を訪問し、写真撮影をさせていただきます。 | 新たに住宅を取得した市内在住者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有する人。<br>※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外 | 市内業者により建設された新築住宅 | 住宅取得費の３％又は３０万円のいずれか低い額。ただし、高校生以下の児童・生徒が同居する場合、１人につき１０万円を加算する。<br>※グリーンヒルズ加算あり | | 建築後の申請 |

**※グリーンヒルズ加算**　平戸市分譲宅地「グリーンヒルズ」を平戸市から購入し新築した場合、住宅取得支援事業補助金に 20 万円を加算します。

## 用語の定義

▹**定住**
平戸市の住民として永住の意志をもって居住し、５年以上継続して住民登録し、かつ、生活の本拠が平戸市にあること。

▹**新規転入者**
転入前３年以上、平戸市以外に住民登録していた人で、本市に定住を目的として住所を定め５年を経過していない人又は**本市に定住を目的として住所を定める旨の誓約書を提出した人。**

▹**Ｕターン者**
新規転入者のうち過去に市内に住所を有していた人。

▹**市内在住者**
市内に住所を有して５年以上経過している人（住民登録している人）。

▹**新築**
自己の居住の用に供するための建物を新たに建設し、居住の用に供したことのない住宅（建設工事の完了の日から起算して１年を経過したものを除く。）をいう。ただし、相続、贈与、その他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合を除く。

▹**中古住宅**
過去に人の居住のために使用されていた物件で、売却又は５年以上引き続き賃貸できる物件、かつ、平戸市の空き家バンクに登録された住宅。

▹**市内業者**
平戸市内に事務所を有する住宅建設関連業者で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人で市長が認めるもの。

▹**市外業者**
平戸市外に事務所を有する住宅関連事業者で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人で市長が認めるもの。

申請にあたっては、事前にお問合せください。

【お問合せ先】
平戸市役所　企画課　移住･定住政策班
〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町 1508 番地3
ＴＥＬ　0950-22-9105
E-mail　teiju@city.hirado.lg.jp

| 事業名 | 対象者 | 補助対象住宅等 | 補助率及び補助額 | 申請期限 | 申請種別 |
|---|---|---|---|---|---|
| **⑶中古住宅改修費用支援事業**<br>改修物件確認のため、ご自宅を訪問し、写真撮影（改修前・改修後）をさせていただきます。 | **市の空き家バンク制度を利用して**中古住宅を取得又は賃借した新規転入者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有する人又は市内に中古住宅を所有している人。<br>※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外 | 平戸市の空き家バンクに登録した物件で、**居宅の用に供するため改修する経費及び放置されていた家財道具の撤去費用**。ただし、市の交付決定日以後の経費に限る。<br>※中古住宅を賃借する新規転入者は放置された家財道具の撤去費用が対象 | 補助対象経費の１/２以内とし、５０万円を限度とする。 | 中古住宅を取得又は賃借した日から１年以内。<br>ただし、市内に中古住宅を所有している人が行う場合は、この限りでない。 | 工事着工前の申請が必要です。 |
| **⑷Ｕターン者促進住宅改修支援事業**<br>改修物件確認のため、自宅を訪問し、写真撮影（改修前・改修後）をさせていただきます。 | Ｕターン者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有する人又はその親族（４親等以内）で市内に一戸建て住宅を所有している人。<br>※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外 | Ｕターン者又はその親族（４親等以内）が所有する市内の空き家（一戸建て住宅）で、Ｕターン者の**居宅の用に供するため改修**する経費。ただし、市の交付決定日以後の経費に限る。 | 補助対象経費の１/２以内とし、３０万円を限度とする。<br>ただし、高校生以下の児童・生徒が同居する場合、１人につき１０万円を加算する。 | Ｕターン者が本市に転入した日から５年以内。又は、転入前の改修については、転入前１年以内。 | |
| **⑸移住費用支援事業** | 新規転入者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有する人。<br>※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外 | 市外から平戸市へ移住する際に生じる**荷物運搬料及び交通費**（有料道路代、燃料費等） | 補助対象経費の２/３以内とし、２０万円を限度とする。 | 本市に転入した日から１年以内 | 転入後の申請 |

【中古住宅を所有している人へ】
空き家バンク登録物件の早期成約につなげることを目的として、事前に改修する場合にご利用ください（成約相手・候補者が決まってからの改修は不可）。また、前述の目的により補助するため、改修後は引き続き空き家バンクに登録し、交渉・成約は空き家バンク制度を利用することをお願いいたします。

## ご注意ください！

**※以下の要件に該当する場合、補助金の全部又は一部を返還いただきます。**

①補助金の交付要件を欠くに至ったとき
②虚偽、その他の不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき
③当該補助金を目的外に使用したとき
④補助金の交付を受けた日から **５ 年以内**に交付対象となった住宅を売り渡し、または居住しなくなったとき
⑤その他、補助金交付の規定に違反したとき

裏面もご覧ください

## 移住定住環境整備事業補助金　添付書類　　※事業及び対象者により添付書類が異なります。必ず事前にお問合せください。

▶(1)・(2)・(3)・(4)・(5)共通

□住民票謄本　[平戸市発行のもの]

□市税等の滞納がない旨の証明書　[直近３年間、住民票登録の役所発行のもの]

▶(1)・(2)・(3)・(4)共通

□住宅取得または改修に要する経費を明らかにできる書類(売買契約書、工事請負契約書等の写し、見積明細など)
　※中古住宅取得・改修（空き家バンク）の場合、売買契約書等の写し

□住宅取得または改修に要した経費を明らかにできる書類(領収書またはこれに準ずるものの写しなど)

□取得した建物の登記事項証明書（平屋の場合、建築基準法に基づく検査済証の写しでも可）

▶(1)・(3)・(4)・(5)共通

□転入前３年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことが分かる書類（戸籍の附票など）[本籍地の役所発行のもの]

□本市に住所を定める誓約書　※空き家バンク登録物件を購入し、改修後でなければ居住できない場合など

▶(4)Ｕターン者促進住宅改修支援事業

□戸籍謄本

□Ｕターン者であることが確認できる書類

□空き家であったことを証明する書類

▶(5)移住費用支援事業

□移住する際に生じた荷物運搬料及び交通費に係わる領収書など

# Ｒ６年度 親子でスマイル住宅支援事業補助金のご案内

中古住宅の流通及び改修による性能向上･空き家の抑制を図るため、多子世帯や新たに職住近接･育住近接を実現するために住宅を改修する人や中古住宅を取得する人に対しての取り組みを行っています。

<table>
<tr><th>対象者</th><th colspan="2">補助対象住宅等</th><th>リフォームについて</th><th>補助額</th></tr>
<tr><td>▸多子世帯<br>①18歳未満の子が３人以上（妊娠中を含む）の世帯<br>②18歳未満の子が２人で３人目を希望する世帯</td><td>(1)中古住宅を取得</td><td>(2)中古住宅取得の際に合わせた改修</td><td rowspan="2">▸リフォーム工事については、市内に本社を有する法人若しくは県内に本社を有し、かつ、市内に支店、営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限ります。<br>▸リフォーム対象となる工事<br>①間取り変更<br>②キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修・増設<br>③バリアフリー改修<br>④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修</td><td rowspan="2">補助対象経費の<br>１/５<br>(上限５０万円)</td></tr>
<tr><td>▸職住近接世帯<br>①18歳未満の子がいる世帯で、夫婦のいずれかが通う職場に今より移動時間が短くなる住宅に居住する世帯<br>②18歳未満の子がいる世帯で、転居した住宅に夫婦のいずれかの職場を設けて居住する世帯<br>▸育住近接世帯<br>①子育て世帯で、保育園等に今より移動時間が短くなる住宅に居住する世帯<br>②新たに３世代で同居もしくは近居する世帯</td><td>(3)中古住宅を取得</td><td>(4)中古住宅の改修工事</td></tr>
</table>

▸同居とは…同一世帯に居住すること
▸近居とは…平戸市内に居住すること
※令和６年３月31日以前に同居・近居している場合は、補助の対象となりません。

**売買契約前・工事着工前の申請が必要です。**
**また、予算額に達し次第、受付を締め切ります。**
**あらかじめご相談ください。**

## 親子でスマイル住宅支援事業補助金　添付書類

| (1)・(2)・(3)・(4)共通 | 確認 |
|---|---|
| 住民票謄本（平戸市発行のもの） | |
| 世帯全員の市税等の滞納がない旨の証明書 | |
| 戸籍謄本 | |
| 住宅取得または改修に要する経費が分かる書類（売買契約書、工事請負契約書、見積明細など） | |
| 事業アンケート | |
| 出産予定である場合は、母子健康手帳の写し等 | |
| 建物の登記事項証明書 | |
| 現況写真（補助対象住宅の全景写真・補助を受ける改修工事の部分、部位並びに設備ごとに着工前の状況） | |
| その他市長が必要と認める書類 | |
| **(2)・(4)中古住宅改修** | |
| 改修部分の平面図（改修工事前後） | |
| **(3)・(4)職住・育住近接** | |
| 近接の要件が確認できるもの（３世代近居に行う場合には、近居の要件が確認できるもの） | |